

# 工事費負担金契約書

年 月 日

株式会社 ●●●●

関西電力送配電株式会社

# 工事費負担金契約書

株式会社●●●●（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、●●●●年●●月●●日付第●号による甲の発電量調整供給契約申込みにもとづく受電設備の工事費負担金（以下「負担金」という。）について、乙の託送供給等約款にもとづき次のとおり契約する。

第 1 条 乙は、次の発電場所に係る受電設備の工事を実施する。

- |            |           |
|------------|-----------|
| ① 発電者      | 発電者 A     |
| ② 発電場所     | ●●県●●市●●町 |
| ③ 受電地点     | 同 上       |
| ④ 受電電圧     | ●●●● V    |
| ⑤ 契約受電電力   | ●●●● kW   |
| ⑥ 同時最大受電電力 | ●●●● kW   |

第 2 条 乙が実施する前条の受電設備の工事は、次のとおりとする。

- ・ 高圧架空線新設（←負担金工事内容を記載）
- ・ 計量設備工事
- ・ 通信設備工事

第 3 条 前条の工事施工に伴う甲の負担金は、託送供給等約款の定めるところに従い次のとおりとする。

¥ ●, ●●●, ●●●. -（うち消費税等相当額 ¥ ●●, ●●●. -）

- 2 甲は、第 1 項の負担金を、●●●●年●●月●●日までに乙に支払うものとする。なお、乙はその全額を収納後、工事に着手する。

第 4 条 前条の負担金は、第 2 条の工事完成後、託送供給等約款に定めるところに従い、すみやかに精算する。

- 2 前条により乙が受領した負担金には、利息を付さないものとする。

第 5 条 甲は第 2 条の工事施工に伴い、用地の確保等を要する場合は、これに協力する。

第 6 条 第 2 条の工事施工にあたり関係官庁の許可、認可または用地事情等のため、工事設計内容の変更を要する場合は、乙は甲と協議のうえ、この契約内容を変更することができる。

- 2 前項による変更に伴い追加発生する負担金については、乙からの請求により乙の指定

する期日までに、甲は支払う。

第 7 条 第 2 条の設備は、甲の負担した金額の如何にかかわらず乙の所有とし乙が管理補修にあたる。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲および乙おのおのその 1 通を保有する。

年 月 日

甲 ●●県●●市●●町  
株式会社●●●●  
代表取締役 ● ● ● ●

乙 大阪市北区中之島 6 丁目 2 番 2 7 号  
関西電力送配電株式会社  
託送営業部  
ネットワークサービスセンター  
所 長 ● ● ● ●